

平成24年度 八重瀬町高齢者福祉事業

区分	事業名	事業内容	
通所型介護 予防事業	運動器の機能向上プログラム	特養老人ホーム・介護老人保健施設へ委託。転倒骨折の防止、加齢に伴う運動機能の低下等の積極的な改善を図る。週2回の3ヵ月間実施。	
介護 予防 普及 啓発 事業	栄養改善事業	老人会や、住民健診受診者の方に対して、家で簡単にできる調理実習を行う。老人会やミニデイ、住民健診受診者に対して、栄養についての講話を行う。	
	うつ予防教室	うつ、ストレス対処法等に関する知識の啓発とその対処方法について学び、老年期のうつ予防を図る。	
	口腔機能向上事業	老人会・ミニデイサービス、高齢者学級の間を活用して、介護予防の観点から口腔(歯科保健)機能について学ぶ。	
	とじこもり予防事業	老人会・ミニデイサービス、高齢者学級の間を活用して、介護予防の観点から身体機能の向上とともに認知症予防のレクリエーションについて学ぶ。	
	栄養改善事業	住民健診の結果等を踏まえ、栄養改善が必要な高齢者に対して、栄養士が訪問指導を実施する。	
地域 介護 予防 活動 支援 事業	高齢者の生きがいと健康づくり事業 「字とってい語らな事業」 (ミニデイサービス)	運動指導士・マッサージ士を活用して各字の公民館等の社会施設に職員が出向き、地域の協力員等の参加協力のもとに、身体機能の低下と社会的孤独感の解消を図り、生きがいづくりや社会参加の支援を行う事を目的とする。利用者負担は1回の利用につき400円。	社協 へ 委託
	いきいき活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、町の施設を活用して日帰り(送迎つき)でレクリエーション、食事、手工芸など多様なサービスを提供することで生きがいづくりと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び要介護状態になることの介護予防の普及・啓発を図ることを目的とする。食事代400円と250円の利用料を利用者が負担する。	
要介護者見守りネットワーク事業	見守りが必要な方(要介護者)に対し、近隣で見守りする協力員を設置すると共に、企業等(郵便局・新聞配達・牛乳配達員等)の協力を得て、日常業務のなかで気になること(気づきの連絡)で安否を確認し、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図る。		社協 へ 委託
食の自立支援事業(配食サービス)	在宅の高齢者(一人暮らし又は老人のみの世帯)が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域資源のネットワークを活用しながら、配食サービスを提供することにより、要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活が送れるようにする。利用者負担400円。		申請 社協 窓口 は 委託 場
緊急通報システム事業	在宅の一人暮らしの高齢者等の急病又は事故等の緊急時に、迅速な救急等が出来るよう緊急通報システムを整備し、高齢者等の日常生活上の安全の確保と不安を解消することを目的とする。		
軽度生活援助事業	日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、軽度生活援助サービスを行う生活援助員(ホームヘルパー)を派遣し、高齢者が健全で安全な生活を営むことができるよう援助することを目的とする。利用者負担120円(週1回1時間程度)		
介護用品給付事業	介護している家族等のニーズに対応し介護用品を給付することにより、家族等の身体的・精神的及び経済的負担を軽くすることにより、高齢者の在宅生活の継続と向上を図る。要介護4・5に該当する在宅の要介護高齢者であって、町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族に対し 給付する(月額8,330円の給付券発行)。		
ねたきり老人見舞金支給事業	満65歳以上の者で寝たきり状態が6ヶ月以上継続している者に対し老人週間中に現金支給(年額10,000円)。		
高齢者祝金等支給事業	高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、トーカー・カジマヤー・新百歳祝いを行う年齢に該当する者に祝い金を支給する。トーカーとカジマヤーは10,000円、新百歳は20,000円。また敬老激励金として、80歳以上の高齢者に年額3,000円を支給する。		
家族介護慰労金支給事業	在宅の高齢者を介護している家族に対して、慰労金を支給する事により家族等の身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ると共に要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図る事を目的とする。(要介護4又は5と認定された者で一年間さかのぼって介護保険サービスを利用していない者で町民税非課税世帯に属する者)		
生活管理指導短期宿泊事業	自立生活を営むのに支障のある在宅高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図ることを目的とする。		
送迎バス活用モデル事業	町内に住所を有する満65歳以上の方で、一人で送迎バスの乗降が可能な方を対象に、事業者が運行する送迎バスを活用し、高齢者の外出支援を図ります。(乗車証発行の手続きが必要です)		